

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程

平成24年4月1日

規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号。以下「就業規程」という。）第27条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の給与について、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程で「給与」とは、給料、給料の調整額、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、評価手当をいう。

(給料)

第3条 給料は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第16号。以下「勤務時間規程」という。）第2条及び第4条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、前条に規定する諸手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(3) 労務職給料表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務

の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7及び別表第8のとおりとし、これに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務に分類する。

3 理事長は、すべての職員を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付けしなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員がいずれかの職務の級から他の職務の級に移った場合又はいずれかの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が定めるところにより決定するものとする。

3 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員(第5項並びに第6項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって、57歳に達した職員(理事長が定める職員を除く。)に関するその達した日後の直近の4月1日以降における前項の規定の適用については、同項中「4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6 55歳(医療職給料表(1)を受ける職員を除く)に達した職員に関するその達した日後における最初の4月1日以降における第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇

給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 10 地方独立行政法人長崎市立病院機構再任用職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第12号。以下「再任用職員就業規程」という。）第2条第1号に規定する再任用職員（以下単に「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 11 再任用職員就業規程第2条第3号に規定する再任用短時間勤務職員（以下単に「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。この場合において、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。

（給料の支給）

第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料は、毎月21日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらの日を「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日）を支給日とする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、給料の支給日を繰り上げることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、給料支給日後において新たに職員となった者及び給料支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、降給等により

給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、一旦離職した者が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 休職を命ぜられた職員又は離職した者が、特に命を受けて事務の引継ぎ又は残務整理のため執務したときは、その間は、なお従前の給料額を支給する。
- 5 第1項、第2項又は前項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第2条第5項及び第8項並びに第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第8条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。ただし、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の給料月額の調整額については、この限りでない。

(役職手当)

第9条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が指定するものについて、その特殊性に基づいて役職手当を支給することができるものとする。

- 2 前項の規定による役職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(初任給調整手当)

第10条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額249,100円を超えない範囲内の額で、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、

初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当が支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場

合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲

げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 4 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、これを返還させるものとし、なお事後の扶養手当を支給しないことがある。

(地域手当)

第13条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、給料、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員に居住させるため法人が設置する宿舍（以下「職員宿舍」という。）を貸与され、入居料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）
- (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
    - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の使用する自動車等の種類及び使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、31,875円を超えない範囲内において理事長が定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

6 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第16条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、休暇（理事長が定めるものを除く。）による場合

その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第4条の規定により、あらかじめ同規程第2条第6項又は第8項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務すること又は割振り変更前の正規の勤務時間を超

えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間規程第2条第5項及び第8項並びに第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。）を合計した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間規程第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間については、前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第20条 職員には、正規の勤務日が勤務時間規程第6条第1項に規定する休日（勤務時間規程第7条に規定する代休日を含む。以下「休日」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、理事長が別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第19条、第20条第2項及び前条の勤務に含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第23条 理事長は、第9条第1項に規定する職にある職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の事業の運営の必要により勤務時間規程第2条第5項及び第8項並びに第4条の規定に基づく週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものとする。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第19条、第20条第2項及び第21条の規定は、管理職員には適用しない。

2 第10条から第12条まで、第14条及び第16条の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条まで及び附則第7項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の理事長が定める日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規程第23条第1項第1号に該当して同項の規定により解雇され、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第7項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が4級以上であるもの及び同

表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、理事長が別に定める。

7 理事長は、特別の理由があると認めるときは、予算の範囲内で第2項の期末手当の額を増額することができる。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第52条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁こ以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができるものとする。

(1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁こ以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日

以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規程第23条第1項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(評価手当)

第29条 評価手当は、人事評価等の区分に応じて理事長が別に定めるところにより、

支給することができる。

(給料の調整額、役職手当等の支給方法)

第30条 給料の調整額、役職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法について必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、特殊勤務手当の支給対象となる業務等に従事する職員のうち、加算対象となる職員として理事長が別に定めるものの勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、理事長が別に定める額を加算した額とする。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、又は職員が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病にかかり就業規程第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規程第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規程第13条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたと

きは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規程第23条第1項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡したときは、第25条第1項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第6項」と読み替えるものとする。

(給与からの控除)

第33条 給与の支払に際しては、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 長崎市職員互助会条例（昭和37年長崎市条例第29号）第1条に規定する長崎市職員互助会（以下「互助会」という。）の掛金、貸付金の償還金及び立替金の返済金
- (2) 互助会が取り扱う生命保険、損害保険及び年金（これらに相当する共済契約を含む。）の保険料又は掛金
- (3) 長崎県市町村職員共済組合が取り扱う貯金の積立金及び遺族附加年金の掛金
- (4) 職員宿舍の入居料
- (5) 法人の労働組合の組合費及びその労働組合が取り扱う職員の福利厚生事業に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので、理事長が定めるもの

(給与の口座振替)

第34条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(非常勤職員の給与)

第35条 地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第14号）の適用を受ける職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

(長崎市派遣職員の給与)

第36条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年長崎市条例第32号)の規定により長崎市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第113号)その他の関係条例等の定めるところにより算定した額を支給することができる。

(委任)

第37条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(引継職員に係る給料の決定)

2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「引継職員」という。)に適用する第4条の規定による給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に掲げる廃止前の長崎市病院局企業職員の給与に関する規程(平成15年長崎市病院局規程第14号)第2条第1項の規定による給料表の区分に応じ、同表の右欄に掲げる給料表とする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
病院企業職給料表(1)	事務職給料表
病院企業職給料表(2)	医療職給料表(1)
病院企業職給料表(3)	医療職給料表(2)
病院企業職給料表(4)	医療職給料表(3)
病院企業職給料表(5)	労務職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の施行日における職務の級及

び号給は、施行日の前日における引継職員の職務の級（以下「旧級」という。）及び号給（以下「旧号給」という。）並びに当該引継職員が旧級及び旧号給を受けていた期間を考慮して決定する。

（引継職員に係る経過措置）

- 4 この規程の施行日の前日において廃止前の長崎市病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成20年長崎市病院局規程第16号）その他の関係規程の規定による給与に関する経過措置（以下「経過措置」という。）の適用を受けていた引継職員には、この規程及び関係規程等の規定によるもののほか、経過措置に準じて、給与を支給する。

（権衡職員の給与の特例）

- 5 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給与を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給与を支給することができる。

（在職期間に関する特例）

- 6 引継職員に係る施行日以後最初に行われる昇給の号給数の決定並びに平成24年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給額の決定については、施行日の前日までの引き続き長崎市病院局企業職員としての在職期間をこの規程の適用を受ける職員としての在職期間とみなす。

（55歳を超える職員への支給額の一定率減額措置）

- 7 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属

する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第28条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達し

ない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第31条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第31条第1項 前各号に定める額

イ 第31条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第31条第4項又は第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第31条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
事務職給料表	6級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額）

に相当する額を減じた額とする。

- 10 附則第7項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成24年6月4日規程第63号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日規程第68号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の地方独立行政法人長崎市立病院機構給与規程第14条の規定にかかわらず、改正前の地方独立行政法人長崎市立病院機構給与規程第14条第1項第2号の規定に該当することとして平成24年9月に住居手当の支給を受けていた職員又は理事長が特に住居手当の支給の必要があると認める職員のうち、同年10月1日（以下「適用日」という。）以後も引き続き当該所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している世帯主であるものには、適用日から平成25年3月31日までの間、月額1,500円の住居手当を支給する。

附 則（平成25年12月27日規程第18号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規程第17号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2項第2号の改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規程第25号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第20号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第4条関係)

## 事務職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	

32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			

69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
86	239,700	294,800	343,200	383,900					
87	240,400	295,100	343,700	384,500					
88	241,100	295,500	344,200	385,100					
89	241,900	295,800	344,600	385,800					
90	242,400	296,200	345,100	386,400					
91	242,900	296,600	345,600	387,000					
92	243,400	297,000	346,100	387,600					
93	243,700	297,100	346,300	388,300					
94		297,500	346,800						
95		297,900	347,300						
96		298,300	347,800						
97		298,500	347,900						
98		298,900	348,400						
99		299,300	348,900						
100		299,700	349,400						
101		299,900	349,700						
102		300,300	350,100						
103		300,700	350,500						
104		301,100	350,900						
105		301,300	351,400						

106		301,600	351,800						
107		302,000	352,200						
108		302,400	352,600						
109		302,600	353,100						
110		303,000	353,500						
111		303,400	353,900						
112		303,700	354,200						
113		303,800	354,700						
114		304,200							
115		304,600							
116		305,000							
117		305,200							
118		305,500							
119		305,800							
120		306,100							
121		306,500							
122		306,800							
123		307,100							
124		307,400							
125		307,800							
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2 (第4条関係)

## 医療職給料表

## 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
30	337,400	408,900	463,800	526,300	

31	339,800	411,000	466,100	528,100
32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	570,000
67		466,300	519,300	570,900

68		467,000	520,200	571,800
69		467,500	521,100	572,700
70		468,200	522,000	573,600
71		468,900	522,900	574,500
72		469,600	523,800	575,400
73		470,100	524,600	576,300
74		470,800	525,500	577,200
75		471,500	526,400	578,100
76		472,200	527,300	579,000
77		472,700	528,100	579,900
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	
81		475,100	531,600	
82		475,700	532,500	
83		476,300	533,400	
84		476,900	534,300	
85		477,400	535,100	
86		478,000	536,000	
87		478,600	536,900	
88		479,200	537,800	
89		479,700	538,600	
90		480,300	539,500	
91		480,900	540,400	
92		481,500	541,300	
93		482,000	542,100	
94		482,600	543,000	
95		483,200	543,900	
96		483,800	544,800	
97		484,300	545,600	
98			546,500	
99			547,400	
100			548,300	
101			549,100	
102			550,000	
103			550,900	
104			551,800	

	105			552,600	
	106			553,500	
	107			554,400	
	108			555,300	
	109			556,100	
	110			557,000	
	111			557,900	
	112			558,800	
	113			559,600	
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	

34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	

71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000	
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600	
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200	
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800	
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500	
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100	
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700	
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300	
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000	
86		291,900	328,500	350,300		
87		292,100	328,800	350,700		
88		292,300	329,200	351,100		
89		292,700	329,600	351,500		
90		292,900	330,000	351,900		
91		293,100	330,400	352,300		
92		293,300	330,800	352,600		
93		293,700	331,300	353,000		
94		293,900	331,600	353,400		
95		294,100	332,000	353,800		
96		294,400	332,400	354,100		
97		294,800	332,600	354,600		
98		295,100	333,000	355,000		
99		295,400	333,400	355,400		
100		295,700	333,800	355,800		
101		296,000	334,000	356,300		
102		296,300	334,400	356,700		
103		296,600	334,800	357,100		
104		296,900	335,000	357,500		
105		297,200	335,100	358,000		
106			335,500			
107			335,900			

	108			336,300			
	109			336,500			
	110			336,900			
	111			337,300			
	112			337,700			
	113			337,900			
再任用職員		189,400	217,000	249,400	264,200	290,700	333,000

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、臨床工学技士、臨床検査技師その他の医療技術職員で理事長が定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	

34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	

71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
94	283,600	317,800	352,300	371,200		
95	284,600	318,500	353,000	371,700		
96	285,600	319,100	353,700	372,200		
97	286,500	319,800	354,200	372,800		
98	287,300	320,200	354,700	373,300		
99	288,100	320,900	355,200	373,800		
100	289,000	321,600	355,700	374,300		
101	289,800	322,000	356,200	374,900		
102	290,600	322,600	356,700	375,400		
103	291,400	323,200	357,200	375,900		
104	292,200	323,800	357,700	376,300		
105	292,900	324,200	358,000	376,900		
106	293,400	324,700	358,500	377,400		
107	293,900	325,200	359,000	377,900		

108	294,400	325,700	359,500	378,400		
109	294,600	326,100	360,000	379,000		
110	295,000	326,500	360,500	379,500		
111	295,200	326,900	361,000	380,000		
112	295,600	327,300	361,500	380,500		
113	295,900	327,700	362,000	381,100		
114	296,200	328,100	362,500			
115	296,600	328,500	363,000			
116	296,900	328,800	363,400			
117	297,200	329,100	363,800			
118	297,500	329,500	364,300			
119	297,800	329,900	364,800			
120	298,200	330,300	365,300			
121	298,500	330,500	365,700			
122	298,900	330,900	366,200			
123	299,300	331,300	366,700			
124	299,700	331,700	367,200			
125	299,900	331,900	367,600			
126	300,200	332,200				
127	300,600	332,600				
128	301,000	332,900				
129	301,200	333,000				
130	301,600	333,400				
131	302,000	333,800				
132	302,400	334,200				
133	302,600	334,500				
134	303,000	334,900				
135	303,400	335,300				
136	303,800	335,700				
137	304,000	336,000				
138	304,300	336,400				
139	304,700	336,800				
140	305,100	337,200				
141	305,300	337,500				
142	305,700	337,900				
143	306,100	338,300				
144	306,400	338,700				

145	306,500	339,000				
146	306,900	339,400				
147	307,300	339,800				
148	307,700	340,200				
149	307,900	340,500				
150	308,200	340,900				
151	308,500	341,300				
152	308,800	341,700				
153	309,200	342,000				
154	309,500					
155	309,700					
156	310,000					
157	310,400					
158	310,700					
159	311,000					
160	311,300					
161	311,700					
162	312,000					
163	312,300					
164	312,600					
165	313,000					
166	313,300					
167	313,600					
168	313,900					
169	314,300					
再任用職員	237,000	262,000	268,200	279,100	297,200	336,500

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

## 別表第3 (第4条関係)

## 労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300
	2	122,500	174,100	195,900	248,700
	3	123,500	175,600	197,300	250,100
	4	124,400	177,100	198,700	251,500
	5	125,400	178,500	200,100	252,700
	6	126,400	180,000	201,600	254,000
	7	127,400	181,500	203,100	255,300
	8	128,400	183,000	204,600	256,600
	9	129,200	184,500	206,100	257,700
	10	130,200	185,700	207,700	259,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300
	12	132,300	188,300	210,900	261,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700
	14	134,100	190,800	214,000	263,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100
	16	136,100	193,200	217,400	266,200
	17	137,200	194,400	218,900	267,400
	18	138,400	195,600	220,100	268,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800
	20	140,800	197,800	222,500	271,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000
	22	143,100	200,000	225,400	273,100
	23	144,300	201,200	227,000	274,200
	24	145,500	202,400	228,600	275,300
	25	146,700	203,600	230,300	276,400
	26	148,200	204,900	231,800	277,500
	27	149,700	206,200	233,300	278,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800
	30	154,100	210,100	237,600	281,900
	31	155,600	211,400	239,000	283,000
32	157,100	212,700	240,400	284,100	

33	158,600	213,600	241,700	285,000
34	160,400	215,000	243,100	286,100
35	162,200	216,300	244,500	287,200
36	164,000	217,700	245,900	288,300
37	165,800	218,800	247,200	289,000
38	167,500	220,100	248,600	289,900
39	169,200	221,400	250,000	290,800
40	170,900	222,700	251,400	291,800
41	172,500	223,800	252,600	292,700
42	173,900	225,000	253,900	293,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700
44	176,700	227,400	256,500	295,700
45	178,200	228,600	257,600	296,500
46	179,600	229,800	258,800	297,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200
49	183,700	233,400	262,500	299,900
50	184,900	234,600	263,700	300,700
51	186,100	235,800	264,900	301,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300
53	188,400	238,200	267,100	302,900
54	189,500	239,200	268,300	303,700
55	190,600	240,200	269,500	304,400
56	191,700	241,200	270,700	305,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800
58	193,900	243,300	272,800	306,600
59	195,000	244,300	273,900	307,400
60	196,100	245,300	275,000	308,200
61	197,200	246,300	276,100	308,800
62	198,100	247,200	277,200	309,500
63	199,000	248,100	278,300	310,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900
65	200,600	250,000	280,300	311,400
66	201,400	250,800	281,100	312,000
67	202,200	251,600	281,900	312,600
68	203,000	252,400	282,800	313,200
69	203,600	253,200	283,700	313,800

70	204,200	253,800	284,500	314,300
71	204,700	254,400	285,300	314,800
72	205,300	255,000	286,100	315,300
73	205,900	255,300	287,000	315,600
74	206,600	255,700	287,800	316,100
75	207,300	256,200	288,600	316,600
76	208,100	256,700	289,400	317,100
77	208,500	257,300	290,000	317,300
78	209,200	257,800	290,600	317,700
79	209,900	258,300	291,100	318,100
80	210,600	258,800	291,500	318,500
81	211,300	259,200	292,000	319,000
82	212,000	259,500	292,500	319,400
83	212,700	259,800	293,000	319,800
84	213,400	260,100	293,500	320,200
85	214,100	260,300	293,900	320,500
86	214,800	260,700	294,500	320,900
87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	

	107	226,500	266,700	303,900	
	108	227,000	267,000	304,300	
	109	227,200	267,300	304,700	
	110	227,600	267,600	305,100	
	111	228,100	267,900	305,500	
	112	228,600	268,200	305,900	
	113	229,100	268,400	306,100	
	114	229,600	268,700	306,500	
	115	230,100	269,000	306,900	
	116	230,600	269,300	307,300	
	117	231,000	269,600	307,600	
	118	231,400	269,900	308,000	
	119	231,800	270,200	308,400	
	120	232,200	270,500	308,800	
	121	232,600	270,600	309,000	
	122		270,900	309,400	
	123		271,200	309,800	
	124		271,500	310,200	
	125		271,600	310,400	
	126		271,900	310,800	
	127		272,200	311,200	
	128		272,500	311,600	
	129		272,600	311,800	
	130		272,900	312,200	
	131		273,200	312,600	
	132		273,500	313,000	
	133		273,600	313,200	
	134		273,900		
	135		274,200		
	136		274,500		
	137		274,600		
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員に適用する。

## 別表第4 (第4条関係)

事務職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主事、技師の職務
4級	係長の職務及びこれに相当する職務又は困難な業務を行う主事、技師の職務
5級	課長補佐又は困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
6級	課長の職務及びこれに相当する職務又は困難な業務を行う課長補佐の職務
7級	次長の職務及びこれに相当する職務又は困難な業務を行う課長の職務
8級	部長の職務及びこれに相当する職務又は理事の職務及びこれに相当する職務又は困難な業務を行う次長の職務
9級	理事長が指定する部長の職務及びこれに相当する職務又は理事長が指定する理事の職務及びこれに相当する職務

## 別表第5 (第4条関係)

医療職給料表(1) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	医療業務を行う職務
2級	主任医長又は医長の職務
3級	院長、副院長、主任診療部長又は診療部長の職務
4級	困難な業務を行う院長、副院長、主任診療部長又は診療部長の職務

## 別表第6 (第4条関係)

医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	医療技術職員（薬剤師を除く。以下同じ。）の職務
2級	薬剤師又は相当困難な業務を行う医療技術職員の職務
3級	困難な業務を行う薬剤師又は医療技術職員の職務
4級	課長補佐、係長、副技師長、副主幹又は主任技師の職務
5級	課長、薬剤部長（課長）、技師長又は困難な業務を行う課長補佐の職務
6級	次長又は部長、薬剤部長（次長又は部長）の職務

## 別表第7 (第4条関係)

医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	助産師又は看護師の職務
3級	副看護師長又は主任看護師の職務
4級	看護師長又は副主幹の職務
5級	看護部長又は看護副部長の職務
6級	理事長が指定する看護部長の職務

## 別表第8 (第4条関係)

労務職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする職務